

次回の通常選挙から

議員定数は

22名に!!

行財政改革の一環 議員定数26名を4名減

特別委員会では

9月定例会において設置された議会改革に関する調査特別委員会では、議員定数をはじめ、選挙区、政務調査費、政治倫理条例、報酬及び費用弁償について、6月までに結果を出すことを目標に協議を行っています。

本会議では

議員定数については、現行の26名、2名減の24名、4名減の22名、6名減の20名、大幅に削減して10名とすべき、また、定数をそのままにして報酬を廃止し、費用弁償を2万円にすれば、歳出は抑えられるなどの意見が出されました。

このうち、意見の多かつた定数24名と定数22名にしぼり、それぞれの委員の意見を出し合いました。

3月12日の委員会で定数24名と定数22名は、定数24名と定数22名にしぼり、それぞれの委員の意見を出し合いました。

財政効果は

4名減により、年間約2500万円(20年度予算で積算)の財政効果を見込んでいます。

選挙区は廃止

合併後、初めての一般選

の両方の意見は、並行線をたどり、一致することはないので、この辺で委員会として結果を出すべきと意見が出され、12名の賛成を得た定数22名を賛成者の連名で本会議に提出することとしました。

なお、現在在職中の議員に欠員が生じた場合は、その議員が属する選挙区で補欠選挙が行われることになります。

主な改正点は、反対意見がありましたが賛成多数をもって可決しました。

政治倫理条例を一部改正

○報告する預貯金等の額は、50万円以上とする。
○資産等報告書の提出義務者の範囲を扶養する子までに改める。